

## 会員ビジネスローン（霧島商工会議所）

※取扱注意

	鹿児島銀行(H19.12.2更新)		南日本銀行	鹿児島相互信用金庫	鹿児島信用金庫	宮崎太陽銀行	鹿児島興業信用組合
既存商品名	商工会議所提携ローン	かぎんビジネスサポートローン (商工会議所提携コース)	なんぎん クイック保証ローン	そうしん活力融資	かしん ビジネスサポートⅡ	宮崎太陽銀行 ビジネス支援ローン	けんしん 会員ビジネスローン クイック保証
利用資格要件： 申込資格	次の条件を満たす法人及び個人事業主の方 ・業暦1年以上 ・売上高が2億円未満 ・総借入残高が1億円未満 ・当行貸出額が5千万円未満 ・金融保険業、不動産業以外 ・商工会議所会員確認書の確認できる方 ※業暦3年以上ある方は原則3期分の決算書の提出が必要となります。 ※個人事業主の方は青色申告者(貸借対照表あり)に限ります。	法人及び個人事業主の方 ・法人の場合:株式会社、有限会社、合名会社、合資会社等 ・個人の場合:青色申告者で貸借対照表、損益計算書を完備していること ・商工会議所会員確認書の確認ができる方 ※一業歴が2年以上 ※決算期が2期(1年通期分の決算)以上経過している方 ※鹿児島県信用保証協会の保証が得られる方	①法人及び個人事業主の方 ②本店及び事業所が営業区域内にあること ③県内で同一事業を引き続き6ヶ月以上営んでいること ④直近2期の決算書が徴求できるもの ⑤直近決算期において実質債務超過でないこと ⑥当行審査基準以上の先 ⑦鹿児島県信用保証協会の保証が受けられること	①業歴3年以上の中小企業、個人事業主 ②現在当庫と融資取引がないこと 上記①、②の両方を満たす方(但し、当庫との融資返済が終わり融資取引が無くなった場合は再度利用可)	①業歴2年以上の法人、個人事業主の方 (確定した決算書を2期分提出可能な方) ②直近決算において実質債務超過でないこと。 ③申込時点で各種税金の未納がないこと	①当行と融資取引のある法人または自営業者の方 ②自営業者の方については、貸借対照表、損益計算書の作成がなされている方。	①6ヶ月以上同一事業を営んでいる個人、法人 ②直近2期の決算書が徴求できる先 ③直近決算期において実質債務超過でないこと ④CRDスコアによる一定の基準を満たす先 ⑤鹿児島県信用保証協会の保証が受けられる先
融資限度額	最大5,000万円以内	最大4,000万円以内	4,000万円 (ただし月商の2ヶ月分を上限とします)	無担保:500万円 有担保:1,500万円	2,000万円以内 ※ただし直近決算の平均月商2ヶ月分の範囲内)	1,000万円以内 但し、平均月商の1倍以内	2,000万円以内
資金用途	事業性資金	事業性資金(本制度で本制度以外の資金の借換はできません。)	事業性資金 (運転資金に限る)	事業性資金 (運転資金:設備資金)	事業性資金 (運転資金・設備資金)	事業性資金 (運転資金に限定)	事業性資金 (運転資金に限る)
融資利率	当行所定の利率 (年0.1%の金利優遇)	年1,875%~年3,500% (年0.1%の金利優遇) <b>(金利H21.1.5更新)</b>	当行所定の金利適用 融資形式や融資期間で異なる 当行所定の利率より▲0.1%優遇	年1.85~7.25% 上記金利より▲0.1%優遇 <b>(金利H21.1.5更新)</b>	当庫所定の融資利率 当庫所定の利率より▲0.1%優遇	当行所定の融資利率 当行所定の利率より▲0.1%優遇	当組合所定の利率 当組合所定の利率より▲0.1%優遇
融資期間	原則5年以内	7年以内	最長7年以内(据置期間12ヶ月以内を含む)	運転資金5年以内 設備資金5年以内	運転資金7年以内 設備資金7年以内	3年以内	7年以内
返済方法	元金均等分割返済 (お借入期間1年以内限り期日一括返済可)	毎月元金均等分割返済 (お借入期間1年以内限り期日一括返済可)	手形貸付:期日一括並びに分割返済(1年以内) 証書貸付:元利均等または元金均等返済(据置期間12ヶ月以内可)	元金・元利均等分割返済 期日一括返済	運転資金:元金均等分割返済または一括返済(融資期間6ヶ月以内) 設備資金:元金均等・元利均等の分割返済または一括返済(融資期間6ヶ月以内)	元金均等返済または1年以内の期日一括返済	原則として分割返済
担保	原則不要 (ただし既に根担保を提供していただいている場合は、本件ご融資も根担保の被担保債権となります。)	原則不要 (ただし既に根担保を提供していただいている場合は、本件ご融資も根担保の被担保債権となります。)	不要	原則不要	原則不要 但し設備資金については当庫融資取扱いに準じます。	不要	不要
保証人	法人:代表者及び代表者の配偶者 個人事業主:配偶者を含む1名以上	法人:原則代表者 個人事業主:原則不要	法人の場合:代表者(共同代表の場合は、全員を連帯保証人とします) 個人事業主の場合:連帯保証人1名(配偶者等の近親者で可)	法人の場合:代表者1名 個人事業主の場合:1名	法人の場合:代表者1名 個人事業主の場合:原則1名以上	法人は代表者のみ 個人事業主は1名(第三者不要)	1名以上(法人の場合は代表者は保証人として徴求する)
審査期間	当行所定の審査期間	当行所定の審査期間	当行所定の審査期間	当庫所定の審査期間	当庫所定の審査期間	当行所定の審査期間	当組合所定の審査期間
手数料			当行所定の手数料	2,100円。但し、担保設定を伴う場合は別途必要	当庫所定の手数料	不要	当組合所定の手数料
保証会社	なし	鹿児島県信用保証協会	鹿児島県信用保証協会		運転資金については、鹿児島県信用保証協会所定の保証料が別途必要		鹿児島県信用保証協会所定の保証料が別途必要
保証料	不要	保証協会所定の料率	所定の保証料が別途必要				
取扱店舗	全営業店		国分支店、隼人支店、加治木支店	全営業店	国分支店、隼人支店、始良支店、加治木支店、栗野支店、牧園支店	国分支店	国分支店、始良、加治木 <b>(取扱店舗 H21.1.5更新)</b>
その他				必要書類として法人:印鑑証明、商業登記簿謄本、決算書、その他所定の書式。個人事業主:確定申告書控、本人確認資料他	上記内容以外は当庫規定に準じます。	上記以外は当行規定に準じます	上記内容以外は当組合規定に準じます